



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
10月10日
第452号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 環境事務所告示
 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(東近江) 1
- 農業農村振興事務所公告
 土地改良区役員退任および就任公告(高島) 1

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第7号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和5年10月10日

滋賀県東近江環境事務所長 奥田 一 臣

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
 蒲生郡竜王町大字山之上字除ヶ谷3058番1
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三谷西土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年10月10日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	井 上 四郎太夫	高島市今津町椋川240番地
〃	宮 本 隆 利	同 所1062番地1
〃	木 原 清 市	同 所836番地
〃	中 井 正 信	同 所629番地
〃	栗 田 三 次	同 所316番地
〃	橋 本 恒 夫	同 市今津町保坂601番地
〃	杉 本 正 明	同 所489番地3
〃	横 井 秀 雄	同 市今津町弘川1521番地1
〃	杉 本 保	同 市今津町南新保565番地21
監 事	杉 本 豊 文	同 市今津町下弘部42番地58
〃	是 永 宙	同 市今津町椋川559番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	杉本正明	高島市今津町保坂489番地3
〃	橋本恒夫	同 所601番地
〃	横井秀雄	同 市今津町弘川1521番地1
〃	杉本保	同 市今津町南新保565番地21
〃	井上四郎太夫	同 市今津町椋川240番地
〃	中井正信	同 所629番地
〃	栗田三次	同 所316番地
〃	木原清市	同 市今津町弘川588番地
〃	宮田良治	同 市朽木野尻585番地
監事	杉本豊文	同 市今津町下弘部42番地58
〃	是永宙	同 市今津町椋川559番地